

紀北地域森林計画書

(紀北森林計画区)

計画期間 自 平成 2 4 年 4 月 1 日
至 平成 3 4 年 3 月 31 日

(平成 2 7 年 1 2 月変更)

和 歌 山 県

紀北森林計画区

1 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する

(単位 面積：h a)

区 分	面 積	備 考
総 数	6 2 , 4 2 2	△ 1 0 ha
市 町 村 別 内 訳	和歌山市	6 , 1 4 6 △ 1 7 ha
	海南市	3 , 8 8 9
	橋本市	7 , 1 3 4 9 ha
	紀の川市	1 0 , 4 1 0
	岩出市	1 , 3 7 4 △ 1 ha
	紀美野町	9 , 6 5 6
	かつらぎ町	9 , 8 7 1
	九度山町	3 , 2 4 8
	高野町	1 0 , 6 9 4 △ 1 ha

備考の数値は、変更前の対象森林面積に対する増減を示す。

- (注) 1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
3. 森林計画図は和歌山県庁、海草振興局、那賀振興局及び伊都振興局に備え付け閲覧に供する。